

日時：平成30年5月23日 13:30～

場所：教育委員会2F会議室

## 次 第

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 委員委嘱
  - (1) 委員会規程について
  - (2) 委員長、副委員長の指名
- 4 正副委員長あいさつ
- 5 自己紹介・事務局紹介
- 6 趣旨説明
  - (1) 策定委員会設置について
  - (2) 策定作業の進め方について
  - (3) 平成30年度教育振興基本計画「人づくり構想かけがわ」の概要について  
※概要版を基に、教育政策・幼児教育・学校教育・社会教育・図書館の順に説明
- 7 議 事
  - (1) 教育に関する意見交換  
テーマ「これからの掛川市の教育に望むこと」
  - (2) 今後の日程調整等について
- 8 閉 会

# 第2期教育振興基本計画（人づくり構想かけがわ）策定委員会所掌事務イメージ図

## 第2次掛川市総合計画

- ・基本構想10年間 H28～H37
- ・基本計画10年間 H28～H37  
(4年間で見直し)
- ・実施計画4年間 H28～H31  
(4年間で見直し)

他の市施策

掛川市スポーツ  
振興計画  
(H22～H30)

掛川市文化  
振興計画  
(H27～H36)

掛川市子ども  
子育て支援事  
業計画  
(H27～H31)



若い世代の結婚・子育ての希望をかなえる

総合教育会議  
(地教行法第1条第4項)

規定

教育大綱かけがわ  
H28～H37 (地教行法第1条第3項)

理念

第2期掛川市教育振興基本計画  
〈人づくり構想かけがわ〉  
(教育基本法第17条第2項)  
H31～H40  
5年間で見直し

策定

第2期教育振興基本計画  
(人づくり構想かけがわ)  
策定委員会

幼児教育

学校教育

社会教育

図書館

【教育基本法】  
(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。  
2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

教育関連諸法の改正

- 教育基本法
- 学校教育法
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 等

規定

規定

第3期教育振興基本計画（国）  
(教育基本法第17条第1項)  
・5年間の実行すべき政策  
H30～H34

参酌

参酌

第3期教育振興基本計画（県）  
(教育基本法第17条第2項)  
H30～H33

掛川市の教育に関する基本的な目標や施策を総合的に示すもの



## 第2期掛川市教育振興基本計画(人づくり構想かけがわ)策定委員会スケジュール(予定)

事業の名称等		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
委員会開催予定			◎第1回		◎第2回		◎第3回		◎第4回			◎第5回	
「人づくり構想かけがわ」策定	所掌事務内容の説明												
	素案の作成	→			中間報告								
	素案の作成・修正				→		原案提出						
	原案の修正						→		内容確認				
	案の確認・修正								→				
	パブリックコメント								→				
	最終確認											最終確認	
会議等	教育委員会定例会	●		●		●		●		●	●		●
	教育関係者意見聴取(アンケート)		●	●									
	作業部会			●		●		●			●		
	全員協議会等		5/1政策調整会議 5/14政策調整会議					9/24政策調整会議 10/2庁議 10/23全員協議会				1/21政策調整会議 1/29庁議 2/12全員協議会	